

# 全体会計財務書類における注記

## 1 重要な会計方針

### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有形固定資産

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

#### ② 無形固定資産

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

#### ① 満期保有目的有価証券……………償却原価法(移動平均法)

#### ② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格に基づく時価法

イ 市場価格のないもの……………取得原価

#### ③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格に基づく時価法

イ 市場価格のないもの……………出資金額

### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法

### (4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法

② 無形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

短期貸付金及び長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

健全化判断比率に関する算定様式を用い、期末自己都合要支給額に組合等積立不足額を加算した額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の負担に属する額を計上しています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物をいいます。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

## 2 重要な会計方針の変更等

- (1) 会計方針の変更  
該当なし
- (2) 表示方法の変更  
該当なし
- (3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更  
該当なし

## 3 重要な後発事象

- (1) 主要な業務の改廃  
令和6年度から簡易水道特別会計が公営企業法適用化(部分適用)されます。
- (2) 組織・機構の大幅な変更  
該当なし
- (3) 地方財政制度の大幅な改正  
臨時財政対策債の規模が前年度比約44.1%減となります。
- (4) 重大な災害等の発生  
該当なし

## 4 偶発債務

### (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

種類	確定債務額	履行すべき額が確定していない損失保証債務等		総額
		損失補償等引当金計上額	貸借対照表未計上額	
組合負担等見込額	-	-	22,510 千円	22,510 千円

- (2) 係争中の訴訟等  
該当なし

## 5 追加情報

### (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計  
簡易水道事業特別会計  
国民健康保険特別会計(事業勘定)  
国民健康保険特別会計(診療施設勘定)  
介護保険特別会計  
後期高齢者医療特別会計

② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度の支出予定額  
該当なし

⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額

林業振興費	2,553 千円
道路維持費	2,000 千円
道路新設改良費	19,140 千円
橋りょう維持費	14,000 千円

### (2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳

ア 範囲

令和 5 年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

イ 内訳

該当なし

売却可能価額は正味売却価額を記載しています。

該当なし

② 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額

該当なし

③ 基金借入金(繰替運用)

該当なし

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分(不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支(プライマリーバランス)

106,452 千円

② 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

	全体会計
資金収支計算書の業務活動収支	463,154 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	89,861 千円
投資活動収入のその他の収入	9,262 千円
税等未収金の増減	▲315 千円
未収金の増減	55 千円
長期延滞債権(税等未収金)の増減	▲431 千円
長期延滞債権(未収金)の増減	6 千円
棚卸資産の増減	▲4 千円
減価償却費	▲712,253 千円
賞与引当金の増減	▲6,863 千円
退職手当引当金の増減	▲19,477 千円
投資損失引当金の増減	▲7,696 千円
その他(流動負債)の増減	345 千円
徴収不能引当金の増減	▲78 千円
資産除売却損	32 千円
資産売却益	- 千円
臨時損失	▲172 千円
純資産変動計算書の本年度差額	▲184,574 千円

③ 一時借入金

一時借入金の限度額 500,000 千円

一時借入金の利子額 なし

(5) 重要な非資金取引

なし